

資料 4

諮問事項

福岡県地球温暖化対策実行計画について

2 環保第 号
令和 3 年 月 日

福岡県環境審議会会長 殿

福 岡 県 知 事
(環境部環境保全課)

福岡県地球温暖化対策実行計画について（諮問）

本県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 3 項に基づく地方公共団体実行計画として、平成 29 年 3 月に「福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできました。

また、令和元年 8 月には、同計画を気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に基づく地域気候変動適応計画に位置づけました。

本計画は、社会情勢等の変化に対応するため、概ね 5 年ごとに見直しを行うこととしており、令和 4 年 3 月で策定後 5 年を迎えることから、「福岡県地球温暖化対策実行計画」を改定するものです。

地球温暖化は、気温や海水温の上昇、異常気象、生態系などの自然環境に変動をもたらし、その変動は、社会や経済にも大きな影響を及ぼしています。本県でも平成 29 年から 4 年連続で豪雨災害に見舞われるなど、その影響はますます深刻化しています。

国際的には、平成 27 年 12 月の第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、昨年からは本格的に運用が開始されました。

また昨年 10 月、菅総理の所信表明演説において「2050 年温室効果ガス排出ゼロ宣言」がなされ、昨年末から、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正を含め、国における地球温暖化対策の議論が進められており、脱炭素社会の実現に向け、様々な対策が示されるものと思われま

す。以上のような状況を踏まえ、現行の福岡県地球温暖化対策実行計画を改定するに当たり、貴審議会の意見を求めます。

福岡県地球温暖化対策実行計画の改定について

1 計画改定の趣旨

本県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 3 項に基づく地方公共団体実行計画として、平成 29 年 3 月に「福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできた。また、令和元年 8 月には、同計画を気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に基づく地域気候変動適応計画に位置づけた。

本計画は、社会情勢等の変化に対応するため、概ね 5 年ごとに見直しを行うこととしている。令和 4 年 3 月で策定後 5 年を迎えることから、「福岡県地球温暖化対策実行計画」を改定するものである。

2 現行計画の計画期間

2017 年度から 2030 年度まで

3 改定計画の構成（案）

- 第 1 章 計画策定・改定の背景
- 第 2 章 計画の基本的事項
- 第 3 章 福岡県の地域特性
- 第 4 章 温室効果ガス排出量の現況推計・将来推計
- 第 5 章 温室効果ガス排出削減目標
- 第 6 章 地球温暖化対策（緩和策）
- 第 7 章 地球温暖化対策（適応策）
- 第 8 章 計画の推進体制・進行管理

4 今後のスケジュール（案）

- 専門委員会による審議（令和 3 年 2 月～）
- 福岡県環境審議会での答申案の審議（令和 3 年 1 1 月）
- パブリックコメント（令和 3 年 1 2 月）
- 福岡県環境審議会による答申（令和 4 年 1 月）
- 答申に基づく計画案の修正、計画の決定（令和 4 年 3 月）